

高崎経済大学基礎教育センター規程

令和元年度
規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学基本規則（平成23年度規程第3号）第27条の2の規定に基づき、高崎経済大学基礎教育センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学における基礎教育の推進及び基礎教育科目にかかる教育の適切な実施並びに学生からの学修相談に対する支援を図ることを目的とする。

(センター長及びセンター長補佐)

第3条 センターに、センター長及びセンター長補佐を置く。

(所掌事項)

第4条 センターは、第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 別表に掲げる基礎教育科目の編成に関すること。
- (2) 別表に掲げる基礎教育科目の担当者に関すること。
- (3) 別表に掲げる基礎教育科目のFDに関すること。
- (4) 別表に掲げる基礎教育科目の自己点検・評価及び改善に関すること。
- (5) 別表に掲げる基礎教育科目における学部との連絡調整に関すること。
- (6) 学修相談窓口の設置及び運営に関すること。
- (7) 前各号に定める事項に係る事業計画案の作成に関すること。
- (8) センターに関して理事長又は学長が諮問すること。

(運営)

第5条 センターの運営は、次に定める構成員による基礎教育センター運営会議（以下「会議」という。）が行う。

- (1) センター長
- (2) センター長補佐
- (3) 経済学部長が指名する教員 3名
- (4) 地域政策学部長が指名する教員 3名

(5) 教育グループリーダー、教育グループ教務チームリーダー

(任期)

第6条 前条第2号から第4号までの構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、センター長が招集する。

2 センター長は、議長となり、会務を総理する。

3 センター長に事故あるとき、又はセンター長が欠けたときは、センター長補佐がその職務を代理する。

4 センター長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(会議の成立)

第8条 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、書面により、他の構成員を受任者とした委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。

2 会議の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決する。

(事務の執行)

第9条 センター長は、会議の決定に基づき、事務を執行する。

2 センター長は、前項の事務について、センター長補佐に専決させることができる。

3 前項に定める専決事務は、センター長が定める。

4 センター長の決裁を受けるべき事項について、あらかじめその処理について指示をうけた事項及び緊急を要する事項について、センター長補佐は代決することができる。ただし、代決した事項で重要なものについては、遅滞なくセンター長に報告しなければならない。

(センター長の専決)

第10条 センター長は、会議で協議すべき事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕が無いことが明らかであると認めるときは、当該事案について対処方法等を決定することができる。ただし、決定をした場合は、速やかに会議を招集して、当該事案の概要及び決定内容を会議に報告しなければならない。

(関係部局の協力)

第11条 センター長は、センターの運営及び事業の企画実施等について、各部局に協力を求めることができる。

2 各部局は、前項の協力依頼を受けたときは、協力しなければならない。

(アクティブ・ラボ)

第12条 センター長は、第4条第6号の規定に基づき、センターに学修相談窓口として、アクティブ・ラボを置く。

2 アクティブ・ラボの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第13条 センターに関わる庶務は、教育グループ教務チームにおいて処理する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、会議の議を経て、センター長が別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、会議の発議により、両学部教授会及び教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 第5条で定める構成員に関するこの規程の施行の日以後最初の任期は、第6条及び公立大学法人高崎経済大学部局長等の選考に関する規程（平成23年度規程第8号）第4条第1項の規定にかかわらず令和3年3月31日までとする。

附 則（令和4年3月16日第40号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日第46号）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月13日第29号）

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

分野	科目名
数理・データサイエンス	データサイエンス入門（※）
初年次教育	日本語リテラシーⅠ
	日本語リテラシーⅡ
	初年次ゼミ
英語	General EnglishⅠ
	General EnglishⅡ
	General EnglishⅢ
	General EnglishⅣ
	Business EnglishⅠ
	Business EnglishⅡ
	Business EnglishⅢ
	Business EnglishⅣ
	Oral CommunicationⅠ
	Oral CommunicationⅡ
	Advanced Oral CommunicationⅠ
	Advanced Oral CommunicationⅡ
	English Language and CultureⅠ
	English Language and CultureⅡ
	GrammarⅠ
	GrammarⅡ
	WritingⅠ
	WritingⅡ
	ReadingⅠ
	ReadingⅡ
	ListeningⅠ
	ListeningⅡ
	DiscussionⅠ
	DiscussionⅡ
Advanced DiscussionⅠ	

	Advanced Discussion II
	English for Academic Purposes I
	English for Academic Purposes II
	TOEIC Basic
	TOEIC Intermediate
	TOEFL I
	TOEFL II
	Language Learner Development I
	Language Learner Development II
	World Issues I
	World Issues II
	Critical Thinking I
	Critical Thinking II
英語以外の外国語	中国語 I
	中国語 II
	中国語 III
	中国語 IV
	中国語 V
	中国語文献購読 I
	中国語文献講読 II
	ハンゲル I
	ハンゲル II
	ハンゲル III
	ハンゲル IV
	ハンゲル V
	ハンゲル文献購読 I
	ハンゲル文献購読 II
	ドイツ語 I
	ドイツ語 II
	ドイツ語 III
	ドイツ語 IV

	ドイツ語Ⅴ
	ドイツ語文献購読Ⅰ
	ドイツ語文献購読Ⅱ
	フランス語Ⅰ
	フランス語Ⅱ
	フランス語Ⅲ
	フランス語Ⅳ
	フランス語Ⅴ
	フランス語文献購読Ⅰ
	フランス語文献購読Ⅱ
	スペイン語Ⅰ
	スペイン語Ⅱ
	スペイン語Ⅲ
	スペイン語Ⅳ
	スペイン語Ⅴ
	スペイン語文献購読Ⅰ
	スペイン語文献購読Ⅱ
	イタリア語Ⅰ
	イタリア語Ⅱ
	イタリア語Ⅲ
	イタリア語Ⅳ
	イタリア語Ⅴ
	イタリア語文献購読Ⅰ
	イタリア語文献購読Ⅱ
日本語	大学生活のための日本語
	日本事情Ⅰ
	日本事情Ⅱ
	文章表現Ⅰ
	文章表現Ⅱ
	専門聴解
	専門読解

	口頭表現
	ビジネス日本語Ⅰ
	ビジネス日本語Ⅱ
	ビジネス日本語Ⅲ
体育	スポーツ科学

備考 (※)を付した科目以外は、経済学部又は地域政策学部から編成を委任された科目